

学生諸君

学生主事

令和2年度後期授業料徴収猶予について

このことについて、申請を希望する学生は、下記「1. 徴収猶予の対象」とおり自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係で配布する申請書類を受け取り、提出期限までに提出すること。

記

1. 徴収猶予の対象

- ①経済的理由により、納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀※と認められる場合
- ②学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を含む）を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
- ③その他やむを得ない事情があると認められる場合
※ 「学業優秀」とは、本科1年生、専攻科1年生及び編入学生については、直前の学期における成績が上位2/3以上であること、あるいは、それと同等と認められることをいいます。また、本科2年生以上、専攻科2年生については、本校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいは、それと同等と認められることをいいます。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

3. 提出期限

令和2年10月5日（月）

4. 授業料徴収猶予の期間

2月（※5年生・専攻科2年生は1月）の各口座振替日まで

5. 注意事項

- ①徴収猶予の可否が決定されるまでは、授業料の徴収は猶予されません。
- ②申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ③1～3年生の学生で「高等学校等就学支援金」制度の受給対象者は、授業料徴収猶予の申請をしなくても、支援金額が決定されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ④4・5年生の学生及び専攻科生で「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」制度の申請者は、授業料徴収猶予の申請をしなくても、授業料減免額が決定されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ⑤授業料徴収猶予の申請をしておらず、上記③及び④の制度にて支援金額等が決定した場合、学校が指定する期限までに授業料を納入する必要がありますので、納入が困難であると思われる場合、授業料徴収猶予の申請をしてください。

以上